東北自動車道と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北自動車道の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。
東北中央自動車道と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東北中央自動車道の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ　割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関越特別区間のキロ程と別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別表３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別表５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）又は別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈣を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈣を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2）×100（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＬ、Ｌ'1、Ｌ'2及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：別表６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

㈣　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ'：別表６のうちＣ又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ｔ　：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄの別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：⑵①イ㈣ホ）Ｃ㈠に定める料金の額又は別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ'：別表６のうちＣ又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：消費税率